

生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

令和8年 5月11日

八王子市立由井第二小学校

校長 古井 進

本校は、「自分も人も大切にできる学校」を目指し、学校全体で組織的に生活指導を行っています。特に、教師は児童一人一人を大切に、児童に寄り添った指導を心がけています。以下に、生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組を示します。

1 生活指導の方針

- (1) 児童が集団によりよく適応でき、人の気持ちや立場を思いやれるようにする。
- (2) 児童自らが考え、正しく判断し、行動できるようにする。
- (3) 「由井二小のやくそく」を設定し、その定着を図る。

2 主な指導の重点

- (1) 児童どうし、児童と教師のふれあいを大切に、いじめや不登校などの、問題行動を未然に防止するような環境づくりに徹する。
- (2) 様々な課題を抱える児童に大人が寄り添い、親身になることで、いじめ、不登校などの問題行動の早期発見、早期対応に努める。特にいじめの未然防止、早期発見については、年3回の「ふれあい月間」(6、11、2月)において重点的に取り組む。
- (3) 教育相談、特別支援体制を強化し、家庭、諸機関(児童相談所、子ども家庭センター、教育センター、特別支援教室、SSW等)と連携をとり、児童の実態に応じた支援をする。
- (4) 児童自らが、危険を予測し回避する能力を身に付けることができるような安全教育の充実を図る。

3 組織的な指導体制

- (1) 児童理解夕会(毎週)、いじめ対策委員会(毎週)を実施し、全職員で児童理解を図る。
- (2) 学期に1回の「ふれあい月間」で生活アンケートを実施する。スクールカウンセラー(SC)を活用し、いじめ対策委員会による組織的な対応を充実させる。1学期中にSCと第5学年児童全員との面談を実施する。
- (3) 家庭・地域との連携強化
 - ① 学校からの積極的な情報発信を行い、家庭及び地域と情報を共有し、連携をとって指導を行う。
 - ② 青少年対策委員会や中学校と連携し、地域防災訓練等への参加を推進する。
 - ③ 学校運営協議会を通して地域における関係諸機関との連携を密にし、多面的な指導・支援を行う。
- (4) 東京都安全教育プログラムを活用した安全教育の授業を学期に1度、実施する。
- (5) 児童虐待防止法に則り、関係諸機関と連携を図り、児童の安全確保に努める。

4 生活指導の留意点

- (1) はじめ➡→子供の話をよく聞く。課題について指導・支援する。
- (2) 課題が改善されない場合➡別室で子供と課題を確認し、指導する。
- (3) なおかつ改善されない場合➡保護者と三者面談をする。未来に向けた話し合いをする。
- (4) それでも改善されない場合➡教育委員会、子ども家庭支援センター、警察等の関係機関と連携し、ケース会議等を行うなどして対応する。

5 体罰防止 教員一人一人の資質・能力の向上を目指して

- (1) 体罰防止セルフチェックシートを教職員全員に配布し、毎月状況を把握する。
- (2) 教職員は、管理職との面談を行う。(年3回、学期に1回)
- (3) 毎月、職員会議等でミニ研修を実施する。